

## 撮影規程

高松琴平電気鉄道株式会社（以下「甲」という。）の鉄道施設内で撮影を希望する法人または個人（以下「乙」という。）がCM・映画・スチールなど商用目的の撮影を実施する場合は、この規定によるものとする。

### （撮影の基準）

第1条 撮影の基準は、作品の内容のうち鉄道に関わる部分について、次の事項を満たすものである。

- ・公序良俗から著しく逸脱及び反社会的な内容で鉄道及び甲の品位を貶めないものであること。
- ・安全輸送、交通道德の啓発に支障を来さないものであること。

### （遵守義務）

第2条 撮影を行うにあたり、乙は次の事項を厳守する。違反した場合には、撮影中であっても甲は直ちに撮影許可を取り消すことができる。

- ・駅や電車の運転業務を支障しない事と共に旅客公衆の安全確保に万全を期すこと。
- ・甲の係員による立会いのもとに撮影を行い、その指示に従うこと。
- ・広告物等を変更する場合は、原状復帰を条件に立会者に申告し、立会いのもと実施する。
- ・一般旅客や公衆に対する賠償が完全に補償できる保険を甲の指示に従いかけていること。なお、甲に対し、保険証券の写しを撮影前に提出すること。
- ・撮影開始前に立会者と撮影位置や方法等を打ち合わせ、異なる内容や方法で撮影しないこと。
- ・原則、一般旅客や公衆を写してはならない。
- ・照明を使用する場合は、電車の運転台や乗客に向けないこと。
- ・撮影用機材等は整理整頓し、乗客の通行を妨げない場所に置くこと。
- ・やむを得ず撮影の中止や内容変更をする場合、事前に担当者に連絡すること。
- ・上記の順守義務を全スタッフに周知徹底させ、撮影現場に臨むこと。

### （罰則事項）

第3条 撮影に関連して、乙の責に帰すべき事由により甲又は旅客公衆が損害を受けた場合、乙は当該損害について補償及び弁償を行う。なお、甲が第三者から請求を受けたときは、乙は乙の責によって生じた損害について甲に支払うものとする。撮影に関連して、乙又は旅客公衆の所有資産に盗難や破損等の損害が生じた場合、甲は一切責任を負わないものとする。乙が、申し込みの際に提出した台本・コンテと著しく異なる作品を完成させた場合、乙の撮影は以後許可されない。事故その他でダイヤが乱れた時や沿線の行事などで駅の混雑が著しい等、撮影の実施が難しいと甲が判断した場合、甲は当日であっても撮影許可を取り消すことがある。なお、これにより乙側が被った損害について甲は一切の責任を負わないものとする。第2条の遵守義務に違反して作品を上映、若しくは発表した場合は、甲はそれらを差し止めることができる。なお、これにより乙側が被った損害について甲は一切の責任を負わないものとする。

### （料金）

第4条 乙は甲の指定する銀行口座に甲から請求された金額を期限までに支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。理由の如何を問わず、乙が乙の都合により撮影をキャンセルした場合、乙は下記キャンセル料を甲に支払うものとする。

撮影9日～6日前：見積書20%、5日～前日まで：見積書50%、撮影当日：見積書100%

### （その他）

第5条 許可書に記載した条件を遵守すること。

作品のタイトル名や撮影場所を、甲のホームページ等に記載することもある。

上記の規程を確認し、遵守することに同意します。

年 月 日 住所

氏名